

『社会保険のてびき』令和4年度版

お詫びと訂正

『社会保険のてびき』令和4年度版の本文の336頁の記述に誤りがありました。お詫びとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
336頁の12行目～ 16行目	<p>「本来水準の計算式」で計算する場合の令和4年度の最低保障額は<u>68,931円</u>（昭和10年4月1日以前生まれの人は<u>67,609円</u>，昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人は<u>67,887円</u>，昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人は<u>68,375円</u>）となります。</p> <p>* 上記の「<u>68,931円</u>」，「<u>67,609円</u>」，「<u>67,887円</u>」，「<u>68,375円</u>」は，「70,477円」，「69,125円」，「69,409円」，「69,908円」に，それぞれ，令和4年度の改定率の0.996をかけて1円未満を四捨五入した額となっています。</p>	<p>「本来水準の計算式」で計算する場合の令和4年度の最低保障額は<u>70,195円</u>（昭和10年4月1日以前生まれの人は<u>68,849円</u>，昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人は<u>69,131円</u>，昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人は<u>69,628円</u>）となります。</p> <p>* 上記の「<u>70,195円</u>」，「<u>68,849円</u>」，「<u>69,131円</u>」，「<u>69,628円</u>」は，「70,477円」，「69,125円」，「69,409円」，「69,908円」に，それぞれ，令和4年度の改定率の0.996をかけて1円未満を四捨五入した額となっています。</p>